

Title	The Drapier's Letters をめぐって
Author(s)	渡辺, 孔二
Citation	Osaka Literary Review. 6 P.1-P.21
Issue Date	1967-06-05
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/25764">https://doi.org/10.18910/25764</a>
DOI	10.18910/25764
rights	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## *The Drapier's Letters* をめぐって

渡 辺 孔 二

### I

1722年7月12日イギリスの鉄商、William Wood に認可された銅貨製造のPatent を近因として、Jonathan Swift が M. B. Drapier というペンネームを用いて書いた、いわゆる *The Drapier's Letters* (1724年—5年) に関してはこれまでに多くの研究、批評がなされている。修辭学の立場から、政治諷刺としての立場から、或は、歴史的な立場から、Ricardo Quintana, Herbert Davis, William B. Ewald, Jr., John M. Bullitt, Edward W. Rosenheim, Jr., Oliver W. Ferguson など多くの学者が研究を行ない、多くのことが指摘されている。<sup>①</sup> しかし、これらの研究の成果の奥底に、尚且、*The Drapier's Letters* をめぐる基本的な問題が残されている。それは Jonathan Swift がいかなる態度でアイルランドの人々に Wood の銅貨ボイコットを呼びかけたかということである。換言すれば、M. B. Drapier の、あの全アイルランド人民の代弁者としての叫び声は、真に全アイルランド人民の自由と権利を主張したものなのか、それとも Swift の属する Anglo-Irish Protestants の自由と権利を主張したものなのかという、Swift の立場、態度に関する問題である。W. B. Ewald は Swift のアイルランドに対する態度を「absolute certainty」をもって知ることとは出来ないと述べている。<sup>②</sup> 確かにそういった複雑さが *The Drapier's Letters* の中にはある。それを知った上で私としては M. B. Drapier のアイルランド人民に対する態度にある「全アイルランド人民の代弁者」としての態度とその態度の中にある矛

盾とを浮彫にすることにより、M. B. Drapier の「全アイルランド人民の代弁者」としての態度は全アイルランド人民の団結を訴えるための Swift の戦術であり、M. B. Drapier の態度の奥底には「Anglo-Irish Protestants の代弁者」としての Swift の立場を思わせるプリンシプルがあり、そのプリンシプルは Swift の属する陣営である Anglo-Irish Protestants の、彼ら自身に自信を与え、イギリス本国のアイルランド政策に抗議し得たプリンシプルであり、Swift のアイルランド人民への態度は限られた彼自身の属する陣営のためのものであるとの私の見解を論じ、併せて、その Swift の態度が当時のアイルランドの複雑な状況の中では非難し得ないものであったことを論じてみたい。

## I

1722年7月12日、イギリスの鉄商、William Wood にアイルランド用の銅貨鑄造の Patent が認可された。その Patent というのは次の14年間に360トンの銅を鑄造することを認定したもので、1ポンド当りの純銅から30ペンスとる割合で、銅貨の総額を100,800ポンドと定めたものだった。時の英国王は George I 世であり、イギリス本国政府は Walpole を中心とした政府であり、アイルランド総督は Grafton であった。又、その Patent を認可するのに助力したのは Geoge I 世の愛人 Schulenburg<sup>®</sup> であった。ところが、当のアイルランドにはその Patent が認可されたことは通知されず、この Patent の写しがアイルランドに届いたのは、Patent が認可されて一年以上経った1723年9月16日朝という有様であった。その Patent はロンドンではすでに認可されていたのだが、アイルランド議会にもダブリンの税務署にもなんらの相談もなく通知さえもなく、アイルランドに伝わったのは、アイルランド用の銅貨鑄造の Patent が Wood という人に認可されたという噂や、その Wood という人は Schulenburg に10,000ポンドの賄賂を出せるくらい多額の利益を得ようとしているとい

う噂やその Patent が放棄されたという噂だけであった。

公式の通知もなく、こうした噂の中で、アイルランドの、その Patent に対する抗議ははじまった。まず、最初の公の立場からの抗議は1722年8月7日ダブリンの税務署監督官によって書簡でなされた。その書簡は、当時のアイルランド総督 Grafton の秘書 Edward Hopkins に宛てて出され、彼らはその中で個人にアイルランド用の銅貨鑄造の Patent が認可されたという噂を聞いて驚き、そうした Patent はアイルランドの商業や福祉にとって、特に税務署にとって不利になることを強調し、現在、アイルランドでは交換用の半ペニーやファージングは不足していないと述べ、又以前の銅貨鑄造の際（Roger Moore の場合）起った弊害を引き合いに出し、Wood に Patent を認可するにしても、必ず、受け取り手からの要求のある場合には金貨か銀貨で交換するという保証をしてくれるよう要求し、更に銅貨鑄造を個人に認可するのではなく、公の役所が鑄造を行なうべきことを要求した。更に1722年9月19日には、同じダブリンの税務署監督官達は、今度は、直接、ロンドンの大蔵委員会へ抗議の書簡を送り、Wood への Patent の問題がすでにダブリンで「a great noise」をかもし出していることを述べ、繰り返し、アイルランドで交換用の半ペニーやファージングが不足していないことを強調している。Wood への Patent に対する公の立場からの抗議はこのようにして、まずダブリンの税務署監督官達によって開始されたが、すでに個人の立場からは、William King がまだその Patent が認可されないうちに Patent が認可されることを聞いてアイルランド総督 Grafton に向って、書簡の形で、1722年7月10日その計画によってアイルランドの金・銀がなくなる心配のあることを警告していた。しかし、これらのダブリンの税務署監督官の抗議の書簡も William King の警告の書簡も共にイギリス本国政府に無視され、Wood は1723年夏頃には着々と銅貨をアイルランドへ送る準備をしていたのだった。こうした中で1723年8月には James Maculla が *Ireland's Conster-*

*nation* というパンフレットを出し、Wood の銅貨がすでに出回っていると警告したし、その他にも、1723年の末、或は1724年のはじめに2、3のパンフレットが Wood の銅貨のことで出されたといわれている。<sup>④</sup>

アイルランド議会からの抗議は1723年9月になってはじめてあらわれはじめた。1715年11月以来停会されていた議会は1723年9月9日再開され、まず下院が全院委員会を設けて、Wood の銅貨問題を検討することを決め、税務署監督官に1722年のクリスマス以来輸入された半ペニー銅貨及びファージングの額、及び、いつ、誰から輸入されたかを報告するよう命じ、又、アイルランド総督 Grafton に、2、3日中に、例の Patent の認証謄本が写し及びその銅貨に関するあらゆる書類を議会に提出するよう要求した。そして Grafton はおかしな伝言を添えて、9月16日朝、例の Patent の写しを議会に届けたのだった。9月23日には委員会は調査の結果を George I 世へ請願書の形で提出し、Wood の銅貨への評価を行ない、William Maple の行なった分析の結果を知らせた。又、上院も同時に Wood 銅貨のことで Wood に荷担した者を非難した。11月16日に George I 世からの回答があり、12月12日、議会へ提出された。そして12月26日には、下院は George I 世に、いかなる支払においても例の半ペニーやファージングを受け取らないよう税務署の役人に指図することを請願した。

このように、アイルランド議会も Wood の銅貨に対して、抗議をしたのであったが、何の効果もなく無視同然の有様だった。こうしたアイルランド議会の抗議への反応は1724年3月になってはじめてあらわれた。イギリス枢密院が3月10日にアイルランド総督に対して、例の Patent への反対書類や証人をイギリス本国へ派遣する指示をするよう、要求したのが最初のイギリス本国の公の立場からの反応であったといえる。もっとも個人的には1723年10月 Wood がアイルランド議会の請願に対して *The Flying Post* で彼の「信用と名声」が傷つけられたと思って、烈しく、アイル

ランド議会を非難していたが、公の反応は3月10日にはじめてなされたのであった。<sup>⑥</sup>

Swift が Wood の銅貨問題に関係したのは、このイギリス枢密院の指示がアイルランドに伝わる少し前であり、ダブリンの税務署の抗議もアイルランド議会の抗議もほとんど無視同然にされていた頃であった。The Drapier の「第一書簡」が出たのは1724年3月である。

ところで、こうしたアイルランド議会の抗議が無視されたことは当時のアイルランドの置かれていた立場を考えると、不思議でもなく、むしろ当然のことであった。当時のアイルランドの置かれていた立場を、アイルランド議会に限っていても、アイルランド議会はイギリス本国で制定された法案にゴム印を押す程度の権限しか持っていなかった。Henry VIII世の時代に承認された Poyning's Law (1498年) に基づいて、アイルランド議会は王の同意なしに開会することは出来なかったし、又、王とイギリス枢密院の認可がなければ、いかなる法律も承認することは出来なかった。そして、実際に、イギリス本国の命令で動くアイルランド総督により開会され、停会された。法案に関してもイギリス本国の枢密院の意のままであり、削除されたり、拒否されたりしたし、イギリス本国で検討されて帰って来た法案は、イギリス本国の都合の良いように改変されていたのだった。議会に関してだけでもこのようであり、アイルランド議会の、Wood の銅貨への抗議が無視されたのは当然だったといえる。<sup>⑦</sup> この当然と思えるイギリス本国政府のアイルランドへの態度に、又、その態度を当然と感じていたアイルランドの人々の態度に The Drapier は怒ったのである。勿論、The Drapier の怒りは、議会の抗議が無視されたことに対してだけではなく、Wood への Patent への怒りを通して、その背景としてある一連のイギリス植民地としてのアイルランド政策、例えば、主要な役人や聖職者がイギリス本国の人々に占められていたこと、不在地主制度のこと、イギリス本国の人々の俸給や年金をアイルランドが支払っていた

こと、1663年、1666年、1699年などの Navigation Acts によるアイルランド経済への抑圧政策などにも向けられていることは、*The Drapier's Letters* を読めば明らかなことである。

ところでこうした一連のイギリス本国政府によるアイルランド政策を背景として持っている Wood への Patent の問題は、*The Drapier's Letters* の中で、どのような不満として述べられているか、又、具体的にどのような理由で Wood の銅貨は反対されているかをかいつまんで挙げておく。

まず一般的な不満としては ①アイルランドに造幣局がなかったこと ② Wood の銅貨の問題でアイルランドがイングランドに従属しているということを屈辱と感じたこと ③上述したアイルランドの公の立場からの異議申し立てが無視されたこと、などである。又、Wood への Patent に対する具体的な反対は ① Wood に認可された銅貨の総額が100,800ポンドであり、これはアイルランドの総通貨の約 $\frac{1}{4}$ にもなり、銅貨が過度に出されること ②イギリス本国の銅貨は銅1ポンド当りから23ペンスとるのに対して Wood のアイルランド用の銅貨は銅1ポンドから30ペンスとり、銅貨の実質的価値が低いこと ③銅貨が多額に出回ることから生じるアイルランドの金・銀の流出への心配 ④銅貨の偽造への心配 ⑤アイルランド用の銅貨がイギリス本国で鑄造されること ⑥その銅貨の分析検査官が Wood の味方らしいということ ⑦要求あり次第、法貨で Wood の銅貨を回収するという一項が Patent にないこと ⑧100,800ポンドを越えないという保証がないこと ⑨銅貨鑄造の Patent を個人に認可する慣例への反対 ⑩銅貨鑄造の相談をアイルランドが受けなかったこと、などである。

## Ⅲ

通常、*The Drapier's Letters* と呼ばれているものは次のものから成り立っている。（便宜上、執筆年月日順に挙げておく。）

〔第一書簡〕 *A Letter to the Shop-Keepers, Tradesmen, Farmers, and Common-People of IRELAND, Concerning the Brass Half-Pence Coined by Mr. WOODS, with A Design to have them Pass in this Kingdom.* (推定執筆年月：1724年2月)

〔第二書簡〕 *A Letter to Mr. Harding the Printer, Upon Occasion of a PARAGRAPH in his News-Paper of Aug. Ist. Relating to Mr. Woods's Half-Pence.* (1724年8月4日)

〔第三書簡〕 *Some Observations Upon a Paper, Call'd, The REPORT of the COMMITTEE of the Most Honourable the Privy-Council in ENGLAND, Relating to WOOD's Half-pence.* (1724年8月25日)

〔第四書簡〕 *A Letter to the Whole People of IRELAND* (1724年10月13日)

〔第五書簡〕 *A Letter to the Lord Chancellor Middleton* (1724年10月26日)

○ *Seasonable Advice* (1724年11月11日)

○ *An Extract out of a Book, Entituled, an exact Collection of the Debates of the House of Commons held at Westminster, October 21. 1680 Pag 150* (1724年11月23日)

○ *The Presentment of the Grand-Jury of the County of the City of Dublin* (1724年11月28日)

〔第六書簡〕 *A Letter to the Right Honourable the Lord Viscount Molesworth* (1724年12月14日)

〔第七書簡〕 *An Humble Address to both Houses of Parliament* (推定執筆年月：1725年6月)

(このうち、第六書簡と第七書簡は1724年にも1725年にも出版されず、1735年にはじめて出版されたものである。)

ところでこれらの書簡の出された事情とその内容をまず少し説明してお



く、第一書簡は上述したようにアイルランド議会の抗議も無視され、イギリス枢密院が調査に乗り出す少し前に書かれたものであって、これを書く気に Swift になったのは O. W. Ferguson も指摘しているように、Archbishop King や Midleton などアイルランド指導者の要請を受けたためとみられる。<sup>①</sup> この第一書簡で the Drapier は Wood の銅貨が出回った場合の弊害を、その銅貨の実質的価値の低さ（良貨の $1/12$ と述べている）や大きさ（5個で1オンス）を巧みに誇張することによって教えた後、Wood の銅貨ボイコット運動<sup>②</sup> に起ち上るアイルランドの人々の不安をなくすため、その銅貨ボイコット運動が合法であることを、Patent の字句と法という立場から示し、「refuse this filthy trash」と呼びかけている。

John Harding の出していた *Dublin News-Letter* 8月1日号に、7月25日付のロンドンからの報告がのり、それには7月24日にイギリス枢密院委員会が Cockpit で開かれ、Wood の銅貨に対する反対を検討したこと、その時数人の商人が取り調べられたが彼らはアイルランドで銅貨が非常に不足していることを証言したこと、Sir Asaac Newton の試金の結果 Wood が彼の Patent における契約を完全に実行していることが証明されたこと、Wood が次の提案をしていること、即ち、①銅貨の鑄造総額を40,000ポンドに縮小さすこと ②彼の銅貨1ポンドを2シリング1ペニーで引き渡すこと ③彼の銅1ポンドを1シリング8ペンスで引き渡すこと④アイルランドの金銀をなくしはしないかとの心配をなくすために、銅貨と交換に、アイルランドの製品を買うこと ⑤1回の支払で5ペンス相当の半ペニー以上は受け取る義務をなくすこと、が述べられていた。これが直接の動機となって第二書簡は出されたと考えられる。第二書簡はこのロンドンからの報告を逐一論駁するという形で（Wood の第2・第3の提案への論駁は第一書簡で行なったからと断って省略されている）、rhetorical question を多く用い、怒りを基調として書かれており、Woodと

彼の銅貨への攻撃のみならず、巧みに Wood への怒りを利用して、Walpole を中心としたイギリス本国政府への攻撃が行なわれている。

そして、最後には Wood の銅貨受け取り拒否の宣伝文を「some skilful judicious pen」が書くことを提案している。

第三書簡は第二書簡を書く動機となった「7月25日付のロンドンからの報告」の中にあるように、7月24日に枢密院委員会が開かれその時「Wood 氏の半ペニー フェージングに関する枢密院委員会の報告」が出されそれを Swift が8月18日に読んだことが直接の動機となって書かれた。第三書簡は「アイルランドの貴族」に宛てて書かれた体裁をとり、まず枢密院委員会の報告に出て来る4人の証人の証言への不信感を抱かせるため、4人の悪名高き素姓を明らかにし、次いで Wood の素姓を述べ（どうも Wood の素姓に関しては Swift がかなり事実を曲げて表現していることが考えられる。◎ Swift の常套手段であるが。）その後枢密院委員会の報告を論駁している。アイルランドにおける Wood の銅貨への反対を証言する証人を派遣せよとの要請にもかかわらず、アイルランドの人達が証言をしにイギリス本国へ全然来ないのは「異常なこと」だとの見解への論駁、Wood への Patent は「legal であり、obligatory である」との意見への論駁、アイルランド用の貨幣鑄造の「慣例」への反論、などを行なっている。そして、Wood の銅貨を受け取るか否かは「アイルランドの人々の自由意志」に任されていて、アイルランドの人々と Wood 個人の問題なのだから（勿論、戦術！）アイルランドの人々よ、「断固たる決意」をもって起ち上れと訴えかけ、M. B. Drapier と Wood の立場を David と Goliath にたとえ、その二人の背後に、Swift と Walpole の影をのぞかせている。

第四書簡は John Harding の出していた *Dublin Impartial News Letter* 10月30日号で Grafton に代って、新しくアイルランド総督になった Carteret が Wood の銅貨のことでダブリンに来ることを知り、

Carteret がダブリンに到着する前日もしくは当日（1724年10月22日）に配布しようとして書かれたものである。第四書簡はまず最初 Wood の流した非難、中傷に反論を加えた後、王の大権のこと、銅貨鑄造の慣例のことを述べ、ついでアイルランド総督 Carteret がダブリンに来ることから生じる不安心配をなくすことに努めている。それから、いままでの訴えかけを繰り返し、少し脱線してアイルランドの置かれている植民地的立場に言及し、又、Wood の流す ① Wood の貨幣を受け取るのを拒否する人はすべて Papists である ②アイルランドの人々は英国王の大権のことを論じている ③反逆を試みている ④英国王への Dependence を払いのけようとしている、といった中傷をうまく逆に利用して反論を加え、Wood の銅貨ポイコット運動へのアイルランドの人々の決意を鼓舞している。

第四書簡の作者を探すために（M. B. Drapier が Swift であることは公然の秘密であったのだが）Carteret とアイルランド枢密院は300ポンドの賞金を出す Proclamation<sup>⑧</sup> を1724年10月27日に出した。この Proclamation のことを知って書いたのが当時、即ち1724年には出版はされなかったが第六書簡である。<sup>⑨</sup>

この第六書簡は、例の Proclamation に署名した Lord Chancellor Midleton に宛てられて書かれた形をとったものであり、又、この書簡だけには J. S. と Swift 本人を示す署名がなされている。この書簡において、Swift は例の Proclamation への反論を試みながら、王の大権のこと、銅貨を受け取る義務のないこと、「liberty や property」に関してアイルランド人民はイギリス本国の人民と対等であること、アイルランドが「a depending kingdom」でないことを巧みに強調し、その後、M. B. Drapier の活躍を是認し、議会の請願も無視された時アイルランド人民に Wood の銅貨による危機を知らせた M. B. Drapier は勇敢であり、「真の愛国者」であると the Drapier を弁護している。

1724年11月7日 John Harding は妻と共に第四書簡を出版した廉で逮

捕されたが、4日後、Swift は匿名で *Seasonable Advice* を起訴陪審に宛てて出している。11月21日起訴陪審が Whitshed 裁判長の意に反して陪審の申告をしなかったので Whitshed は起訴陪審を解職させた。それに対して Swift はすかさず *An Extract* を出した。それは11月23日であった。新しい陪審員は、当日即ち23日に集まったが Whitshed に従わず、John Harding の問題は11月28日まで延期された。11月28日新しい陪審員は *The Presentment* を出したがこれは Swift の書いたものといわれている。結局、John Harding は起訴陪審の前に呼び出されないで釈放された。

第五書簡は12月14日に書かれ、12月31日に出版されたものであるが、これは old Whig である Molesworth に宛てて書かれた形をとったものであってこれといった直接の動機があって書いたものではなく、余裕ある態度で今までの Wood の銅貨問題での闘いの跡を振り返りながら、「Directions to the Printer」にもあるように「M. B. Drapier 自身に関する説明と、特に第四書簡への弁解」を述べたものである。M. B. Drapier が御門違いの「書き手」の真似をして、300ポンドの賞金まで付けられて探し求められていることを嘆く様子で、もう Wood の銅貨のことで闘うのに疲れ果てた素振りを見せながら、その実、相当余裕ある態度で、これまでの闘いの跡を、呉服屋らしく「毛織物」の比喻を用い、1720年の *A Proposal* を「a piece of black and white stuff」、第一書簡を「身分の低い貧しい人達が寒風から身を守る a plain strong course stuff」、第二・第三書簡を「貴族のための第二・第三の毛織物」と述べ、第四書簡を「最良のアイランドの羊毛で作った毛織物」と述べ、この第五書簡を「shreds and remnants of the wooll employed in the former」と述べている。その後で、例の Proclamation に述べられている「sedition」のことや「アイランドの人々をイギリス本国の人々から遠ざけた」という非難に反論を加え、M. B. Drapier はホイッグ的な liberty という考えに基づ

いて行動したのであって、もし M. B. Drapier が逮捕されたら Molesworth に罰金を払ってもらわねばならないと述べ、最後には、又、「書き手」としての務めに疲れはじめたことを述べている。

第七書簡は、執筆の日付はないが、おそらく1725年6月頃書かれたものであって、アイルランド議会が開会される当日に出そうとしたものであるが、アイルランド議会は8月6日にも開かれず、9月7日まで延期されることになった。ところが1725年8月26日にアイルランド枢密院は「Wood が例の Patent を放棄した」という公式発表を出し、2、3日後、Swift はそのことを知り、もう the Drapier は必要ないと感じ、出版を取り止めた書簡である。第七書簡は「the Voice of the Nation」である議会上、Wood の銅貨への反対を行なうことを要求した後、Wood の銅貨ボイコット運動で団結をしていると Swift の信じたアイルランドの人々の力を利用して、イギリス本国に頼らなくとも、アイルランドの人民の力でなし得ることとして ①アイルランドに a public mint を設けること ②アイルランドの絹又は毛織物を着ること ③アイルランドの小作農達を教育すること ④農業を奨励すること ⑤植樹すること、をアイルランド議会上に提案しているものであって、M. B. Drapier はアイルランドの人々の union を信じており、その union を利用して Wood の銅貨ボイコット以外に更に現実的な成果をあげ得ることを希望している。

#### Ⅳ

*The Drapier's Letters* の書かれた事情と内容は上述した通りであるが、ここで *The Drapier's Letter* をめぐる最後の問題として残っている、当時のアイルランドの置かれていた立場の中で M. B. Drapier のアイルランド人民への訴えかけがいかなる複雑な響きをもっているのかということ考察してみたい。

まず、M. B. Drapier の立場を「全アイルランド人民の代弁者」とみ

るとき、彼の「全アイルランド人民への呼びかけ」は矛盾を含んでいることを指摘したい。当時のアイルランド人民の構成はどうであったのか、又それに対して彼はどのような見解をとっているのか。M. B. Drapier は次のように述べている。

As to the People of this Kingdom, they consist either of Irish Papists; who are as inconsiderable, in Point of Power, as the Women and Children; or of English Protestants, who love their Brethren of that Kingdom, although they may possibly sometimes complain, when they think they are hardly used. (P. 129) 当時のアイルランドに於けるカトリック教徒とプロテスタントの人口比率は2対1とも5対1とも3対1ともいわれている<sup>⑩</sup>が、アイルランド人口をM. B. Drapier が述べているように150万人(P. 21)とすると、カトリック教徒は少なくとも100万人はいたと考えられる。M. B. Drapier の「全アイルランド人民への呼びかけ」においてカトリック教徒は如何に取り扱われているのであろうか。M. B. Drapier は第三書簡までは直接的、表面的には決してカトリック教徒を「全アイルランド人民への呼びかけ」から除外したり区別したりする態度はとっていない。ところが第四書簡になると、Wood の流す非難(Wood の銅貨をボイコットしているのはPapists であるという非難)へ反論を加える必要から、カトリック教徒に対して次のように述べている。

In one of their Papers published here by some obscure Printer (and probably with no good Design) we are told, that the Papists in Ireland have entered into an Association against his Coyn, although it be notoriously known, that they never once offered to stir in the Matter; so that the Two Houses of Parliament, the Privy Council, the great Number of Corporations, the Lord Mayor and Aldermen of Dublin, the Grand-Juries, and Principal

Gentlemen of several Counties are stigmatized in a Lump under the Name of Papists. (pp. 67—68)

又、第七書簡でアイルランドの人々の団結への希望があらわれていることを述べたところで次のように述べている。

• • • ; even the Papists in general, of any Substance, or Estates, and their Priests almost universally, are what we call Whigs in the sense which by that Word is generally understood. They feel the Smart, and see the Scars of their former Wounds ; and very well know, that they must be made a Sacrifice to the least Attempts towards a Change ; although it cannot be doubted, that they would be glad to have their Superstition restored, under any Prince whatsoever. (p. 161)

これらのカトリック教徒への言及はM. B. Drapier の「全アイルランド人民への呼びかけ」のもっている限界を示しているものであり、又こうした限界は次の有名なアイルランド人民の自由への主張をあらわしている表現に秘められている「自由への主張の矛盾」「自由の限界」と深いつながりのあるものである。

Were not the People of Ireland born as Free as those of England? How have they forfeited their Freedom? Is not their Parliament as fair a Representative of the People as that of England? And hath not their Privy Council as great or a greater Share in the Administration of Publick Affairs? Are they not Subjects of the same King? Does not the same Sun shine on them? And have they not the same God for their Protector? Am I a Free-Man in England, and do I become a Slave in six Hours by crossing the Channel? (p. 40)

M. B. Drapier が繰り返し主張するアイルランド人民の自由は決して現

実的には「全アイルランド人民」の自由への主張ではなく、M. B. Drapier の主張する「人民の代表」「人民の声」としての議会に関しても、カトリック教徒など非国教徒は1691年の化体説を拒否する宣誓を要求した法案や1704年の Sacramental Test Act により、議会で議席をもつことはほとんど不可能な状態であったのであり、そのことは M. B. Drapier 自身知っていたことである。

The Dissenters are now tolerated by Law ; neither do we observe any Murmurs at present from that Quarter, except those reasonable Complaints they make of Persecution, because they are excluded from Civil Employments ; but their Number being very small in either House of Parliament, they are not yet in a Situation to erect a Party. (p. 162)

こうした無気力にならざるを得ない事情を知りながら M. B. Drapier は、1720年に *A Proposal* の中で叱責したと同じような説教口調で、アイルランドの人々が無気力であることを、例えば仲間意識がない、誰が味方で誰が敵か知ろうとしない（第一書簡）とか、布告を怖れたり、何をいっても肩をすぼめるだけである（第二書簡）とか、長い間に苦しみになれ、自由という考えそのものまでなくし無気力になり貧困と *lowness of spirit* にとりまかれています、あの1杯のおかゆのために家督権を売ってしまった Esau のようである（第四書簡）といった具合に、叱責している。

こうしたアイルランド人民への叱責は、非国教徒の無気力にならざるを得ない事情を無視してなされているものであって、こうした M. B. Drapier の発想は、カトリック教徒など非国教徒の差別への認識とアイルランド人民がイギリス本国の人民と対等の自由があるとする主張との矛盾を M. B. Drapier が故意に無視して全アイルランド人民の団結を呼びかけている発想と同一の基盤に立つものであり、Orrery など当時の人々の証言にある M. B. Drapier の呼びかけによる「the papist, the



fanatic, the Tory, the Whig」など全アイルランド人民の団結は、M. B. Drapier の矛盾を矛盾と感じさせない巧みな戦術が功を奏したものと見える。

M. B. Drapier の立場を「全アイルランド人民の代弁者」とみるとき生じる M. B. Drapier の「全アイルランド人民への呼びかけ」に内在する矛盾をみたのであるが、次に、アイルランド人民をイギリス本国に対する立場から大別して M. B. Drapier の立場を「Anglo-Irish Protestants の代弁者」と考えるとき、「全アイルランド人民への呼びかけ」にある矛盾は、矛盾として存在し得なくなることを指摘してみたい。

アイルランド人民をイギリス本国との立場から大別すると次の三つの派に区別し得る。①アイルランド原住民派 ②イギリス本国派 ③アイルランド派。

①のアイルランド原住民派は主にカトリック教徒から成っており、Swift が「Hewers of WOOD and Drawers of Water」<sup>⑧</sup>と述べている人達であって、指導者も弟子もない人達が主であり、彼らは、勿論、イギリス本国政府の政策に反対だったし、イギリス本国を征服者、略奪者とみなしたのだった。②のイギリス本国派は、最も勢力のあったグループであり、ダブリン政庁の役人やイギリス本国政府によって任命された人達、又、イギリス本国のアイルランド政策に賛成した人達であって、アイルランド原住民とは、全く異なった立場にあり、イギリス本国こそ自分達の安全を計ってくれる母国であった。これらの二つのグループの間にあるのが③のアイルランド派であって、当時に於けるイギリス本国政府のアイルランド政策に抗議したのは主にこのグループの人達である。このグループの人達こそ、M. B. Drapier のいう「the true English people of Ireland」であり、Wood の銅貨ボイコット運動に起ち上った中心勢力である。この人達は、アイルランドは英国王に対して従属関係をもっているがイギリス議会には従属していない、アイルランドにいるイギリス本国からの移住者

の子孫である自分達はイギリス本国の臣民と対等の権利をもっている、といったプリンシプルをもっていたのであり、Swift もこのグループの一員であったのである。このグループの人達は普通、Anglo-Irish Protestants といわれる人達であり、Swift 自身次のように述べている。

・・・ all persons born in Ireland are called and treated as Irishmen, although their fathers and grandfathers were born in England ; and their predecessors having been conquerors of Ireland, it is humbly conceived they ought to be on as good a foot as any subjects of Britain. ⑩

又、the Drapier は次のように述べている。

・・・ I declare, next under God, I depend only on the King my Sovereign, and on the Laws of my own Country ; and I am so far from depending upon the People of England. (p. 79)

Swift はこうしたプリンシプルから一連のイギリス本国のアイランド政策を攻撃したのであって、M. B. Drapier の自信ある態度もこの Anglo-Irish Protestants のプリンシプルを基盤としたものであり、「全アイランド人民への呼びかけ」にある矛盾は、決して M. B. Drapier の立場の矛盾としては存在し得なくなり、矛盾はあくまで団結への呼びかけという戦術の中で断片的にあらわれるものであるに過ぎないといった見解がとり得る。M. B. Drapier の立場が「Anglo-Irish Protestants の代弁者」だと理解してはじめて次のような言及は矛盾のない当然の言及として受け止めることが出来るのである。

・・・ it is the True English People of Ireland who refuse it, although we take it for granted that the Irish will do so too whenever they are asked. (p. 85)

このように M. B. Drapier の立場を「Anglo-Irish Protestants の代弁者」と考えてはじめて矛盾のなくなるような、きわどい立場で Swift は

*The Drapier's Letters* を書いたのであって、アイルランドという複雑な構成の上でかろうじて築き上げられた成功が *The Drapier's Letters* のパンフレットとしての成功であって、その成功に類したものは、Swift の生涯において、二度と彼の手によっては成し得なかったものである。複雑な構成をしたアイルランド人民の団結を Wood の銅貨ボイコット運動のためになし得たのはアイルランド行政部の執拗な抵抗とアイルランド人民の宗派、党派、利害関係を越えた協力があってはじめて可能になったのであるが、Wood が銅貨鑄造の Patent を放棄することを可能にさせるのに大いに貢献したのは、確かに M. B. Drapier であったことも疑い得ない。だが、その全アイルランド人民の団結を呼びかけた M. B. Drapier の態度は、一人の Anglo-Irish Protestant としての Swift の立場の限界に、出来るだけ被をし、アイルランド人民内部の矛盾を出来るだけ無視して「全アイルランド人民の代弁者」の立場をとったものであるとの見方が濃厚に出て来ることも見逃すわけにいかない。全アイルランド人民の中でカトリック教徒やアイルランド原住民の比重を考える時、又、M. B. Drapier の活躍がアイルランド用の銅貨鑄造の Patent 放棄といった現実の成功のみならず、後程、イギリス本国政府が対アイルランド政策において Anglo-Irish を優遇し、Anglo-Irish の口を封じ込む戦術に出る結果を招いたことを考え合せる時、M. B. Drapier の成功は「全アイルランド人民の勝利」とはいえず、非常に限られたものといえる。しかし又、その限られた成功は、Swift の比喻を用いれば「Bedlam」に等しい、複雑な、どうしようもないアイルランド、抑圧され、無気力になり「fools」になっていたアイルランド人民の中でなされたものであり、M. B. Drapier の「全アイルランド人民への呼びかけ」が「Anglo-Irish Protestant としての立場」からなされた限られたものとの見解を私に抱かせはしても、私はそれによって M. B. Drapier を非難したくない。それよりも、アイルランド人を「Wretches」と呼び、アイルランドに生まれたことを嘆

き、アイルランドを憎んだ Swift が、Anglo-Irish としての自尊心を捨て去ることが出来ず、アイルランドへの「不信」と「絶望」の谷間で見出した一条の燈火として *The Drapier's Letters* の成功を私はみたい。

1724年4月2日付の Charles Ford へのあの書簡<sup>④</sup>にあるアイルランド人への「不信感」から、アイルランド人の団結への明るい期待のあらわれている第七書簡（推定執筆年月：1725年6月）を経て、1731年10月26日付の Suffolk 伯爵夫人への書簡<sup>⑤</sup>にあるアイルランド人への「絶望感」と続く、Swift のアイルランド人への態度の移り変りは Swift の誠実さを思わせるものであって、こうした「不信」と「絶望」の谷間で書かれた *The Drapier's Letters* は「全アイルランド人民への呼びかけ」の中に隠された Swift 自身の立場を、仮面を通して垣間見せてくれるものであり、*The Drapier's Letters* の成功は、東の間ではあっても、アイルランドの人々への明るい希望を Swift に抱かせたにちがいない。

### 「註」

- ① Ricardo Quintana : *Swift* (London, 1962) pp. 129—137.  
Herbert Davis : *Jonathan Swift* (New York, 1964) pp. 137—142.  
William B. Ewald, Jr. : *The Masks of Jonathan Swift* (Oxford, 1954) pp. 100—123.  
John M. Bullitt : *Jonathan Swift* (Cambridge, 1961) pp. 84—90.  
Edward W. Rosenheim, Jr. : *Swift and the Satirist's Art* (Univ. of Chicago Press, 1963) pp. 169—174.  
Oliver W. Ferguson : *Jonathan Swift and Ireland* (Urbana, 1962) pp. 83—138.
- ② W. B. Ewald, *op. cit.*, p. 101.
- ③ Louis Kronenberger : *Kings and Desperate Men* (New York, 1942) pp. 49—50参照のこと。
- ④ O. W. Ferguson, *op. cit.*, pp. 95—96. 〔註〕52参照のこと。
- ⑤ Wood に銅貨鑄造の Patent が認可されて第一書簡が出るまでの経緯に関しては Herbert Davis (ed.) : *The Drapier's Letters* (Oxford, 1935) pp. ix—xxiii, 及び O. W. Ferguson, *op. cit.*, pp. 83—96に詳しい。

- ⑥ 当時のアイルランドの置かれていた立場に関しては、O. W. Ferguson, *op. cit.*, pp. 5—25参照のこと。
- ⑦ O. W. Ferguson, *op. cit.*, p. 96.
- ⑧ *The Drapier's letters* における戦術である「ボイコット運動」はすでに1720年 *A Proposal for the Use of Irish Manufactures* を書いた時 Swift が提唱していたものであり、Wood の銅貨に関しての「ボイコット」という戦術も、1722年、すでに、Archbishop King が指摘していたものである。
- ⑨ Wood の素姓に関しては Herbert Davis (ed.) : *The Drapier's Letters* pp. 189—190. 参照のこと。
- ⑩ その Proclamation というのは次のようなものであった。

By The Lord Lieutenant and Council of IRELAND,  
A PROCLAMATION,  
CARTERET.

WHEREAS a Wicked and Malicious Pamphlet, Intituled, *A Letter to the whole People of Ireland*, by M. B. Drapier, Author of *the Letter to the Shopkeepers, &c.* Printed by John Harding in Molesworth's-Court in Fishamble-street, Dublin, in which are contained several Seditious and Scandalous Paragraphs highly Reflecting upon His Majesty and His Ministers, tending to Alienate the Affections of His Good Subjects of England and Ireland from each other, and to promote Sedition among the People, hath been lately Printed and Published in this Kingdom.

WE the Lord Lieutenant and Council do hereby Publish and Declare, That in Order to Discover the Author of the said Seditious Pamphlet, We will give the necessary Orders for the Payment of three Hundred Pounds Sterling to such Person or Persons as shall within the Space of Six Months from the Date hereof Discover the Author of the said Pamphlet, so as he be Apprehended and Convicted thereof.

Given at the Council-Chamber in Dublin this Twenty Seventh Day of October, 1724.

*Midleton Canc. Shannon, Doneraile, G. Forbes, H. Meath, Santry, Tyrawly, Ferrard, W. Conolly, Ralph Gore, W. Whitshed, B. Hale, Gust. Hume, Ben. Parry, James Tynte, R. Tighe, T. Clutterbuck.*

God Save the King.

- ⑪ この第六書簡の日付は1724年10月26日となっており、例の Proclamation の出

る一日前である。これは Swift が日付を間違ったか、或は Proclamation の出ることを知っていた Aichbishop King が前もって Swift に知らせたか、どちらかであると考えられる。

⑫ O. W. Ferguson, *op. cit.*, p. 7 注7. 参照のこと。

⑬ *A Serious Poem upon William Wood*, 3—4.

⑭ 1726年4月28日付の the Earl of Peterborough への書簡の中の一節である。Harold Williams (ed.) : *The Correspondence of Jonathan Swift* Vol. III. p. 132参照のこと。

⑮ 1724年4月2日付の Charles Ford への書簡の中で次のように述べている。  
 . . . one can promise nothing from such Wretches as the Irish People.  
 Harold Williams (ed.) , *op. cit.*, pp. 9—10参照のこと。

⑯ 1731年10月26日付の the Countess of Suffolk への書簡の中で次のように述べている。

If any State-scribble writ here should happen to reach London, I entreat your Ladyship would continue to do me the justice of believing my innocence. Because I lately assured the D. of Dorset, that I would never have a hand in any such thing : and I gave him my reason before his Secretary ; that, looking upon this Kingdom's condition as absolutely desperate, I would not prescribe a dose to the dead. Harold Williams(ed.), *op. cit.*, pp. 500—501参照のこと。

〔テキスト〕

Herbert Davis (ed.) : *The Drapiers Letters to the People of Ireland* (Oxford, 1935) 本文中引用ページ数はすべてこのテキストに依った。